

第3期計画

基本理念

住み慣れた地域で共に支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちの実現

基本目標①

「支え合いの意識を持った地域づくり」

- (1) 人と地域のきずなづくりの強化
- (2) 地域ぐるみの支え合い活動の推進
- (3) 地域における交流機会の充実

基本目標②

「包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり」

- (1) 包括的な相談支援体制の構築
- (2) 成年後見制度の普及と利用促進
- (3) 情報提供手段の充実
- (4) 福祉サービス提供基盤の確保と質の向上
- (5) 民生委員・児童委員の活動促進への支援
- (6) 生活困窮者の自立支援の充実
- (7) 自殺予防への対応
- (8) 社会福祉法人等による公益的活動の促進

基本目標③

「地域福祉の担い手づくり」

- (1) 福祉教育と生涯学習の推進
- (2) 人権や地域福祉に関する意識の醸成
- (3) 福祉に従事する人材の発掘・育成と活動支援
- (4) ボランティア・NPO等の活動の活性化
- (5) 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり

基本目標④

「安全で安心して暮らせる環境づくり」

- (1) 誰もが暮らしやすい生活環境の整備
- (2) すべての人にやさしい地域づくり
- (3) 要支援者を地域で支える体制づくり
- (4) 健康づくり・生きがい活動等の促進
- (5) 再犯防止や社会復帰に向けた取組の推進

第4期計画

基本理念・基本目標は「徳島市総合計画2025」の内容を踏まえ検討する

計画策定の方向性(案)

- (1) 地域共生社会の実現に向けた方針等を示す
- (2) 福祉分野の上位計画として、各個別計画との調和を図る
- (3) 現計画の検証と課題整理を行い、施策体制等を整理する
- (4) 数値指標等により、計画の達成度が判断できる目標を設定する

計画に盛り込む主な事項(案)

- (1) 地域共生社会の実現に向けた取組みに関すること
- (2) 地域における高齢者、障害者、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項に関すること
- (3) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関すること(重層的支援体制整備事業含む)
- (4) 成年後見制度利用促進に関すること
- (5) その他再犯防止、孤独・孤立、ひきこもり対策等、地域福祉関連施策推進に関すること

国の動向等

社会構造等の変化

- (1) 人口減少・少子高齢化・高齢者世帯の増加
- (2) 地域住民相互のつながりの希薄化の進行や地域の担い手不足
- (3) 経済情勢の変化や自然災害リスクの増加
- (4) ダブルケアや8050問題等の複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯の顕在化
- (5) 孤独・孤立、ひきこもり問題の顕在化
- (6) 自殺や虐待等の社会問題の顕在化

国の動向(制度改正等)

- (1) 社会福祉法の改正(R3.4)
→重層的支援体制整備事業の実施
→重層的支援体制整備事業実施計画の策定
- (2) 孤独・孤立対策推進法(R6.4)
→孤独・孤立対策地域協議会の設置

重層的支援体制整備事業の理念

1. 重層的支援体制整備事業の意義

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るもの。

2. 重層的支援体制整備事業のめざす目標

(1) 包摂的な地域社会を目指す

- ・事業の実施を通じて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会(「地域共生社会」)を目指す。
- ・事業の実施に当たっては、特定の属性や課題に対応する従来のアプローチを転換し、「すべての地域住民」の多様な課題に寄りそう社会づくりを進める。

(2) 地域の将来を見据えた連携と協働

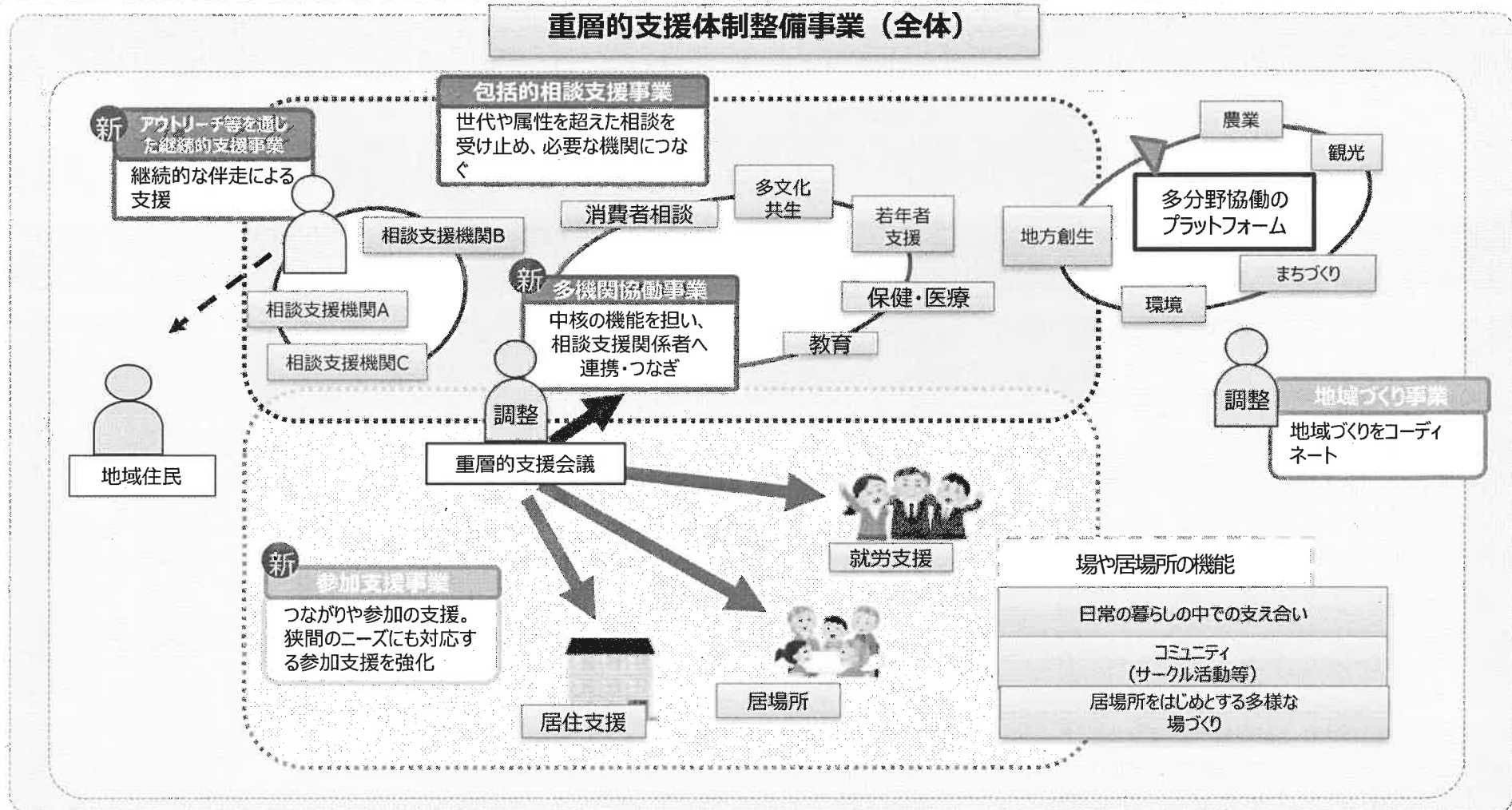
- ・共同体(家族・地域・職場など)機能の脆弱化に対応すると同時に、地域の担い手不足等も踏まえて、地域社会の基盤の再構築を目指す。
- ・基盤の再構築に当たっては、国と自治体、地域コミュニティ、民間企業やNPOなど多様な主体や、まちづくり、住宅、農産業、教育等の多様な分野と信頼関係を構築するとともに緊密に連携し、互いの創意工夫のもと協働を進める。

3. 重層的支援体制整備事業の支援のかたち

- (1) 尊厳を守る支援...一人ひとりの生が尊重され、社会との多様な関わりをもつことができるよう、本人の尊厳を守っていく。
- (2) 自律に向けた支援...自らの生き方や社会とのつながり方を追求できるよう、本人の自律を支えていく。
- (3) 伴走による支援...本人に関わり合いながらエンパワーメントし、本人と周囲、地域との関係を広げていく。
- (4) 包括的な支援...複合化・複雑化した支援ニーズに対応するとともに、包摂的な地域社会を育むための地域づくりを進めることで、市町村全体で包括的な支援体制を構築していく。
- (5) 地域づくりに向けた支援...地域住民の創意や主体性を源として、多様な活動と参加の機会を生み、地域の持続可能性を高めていく。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



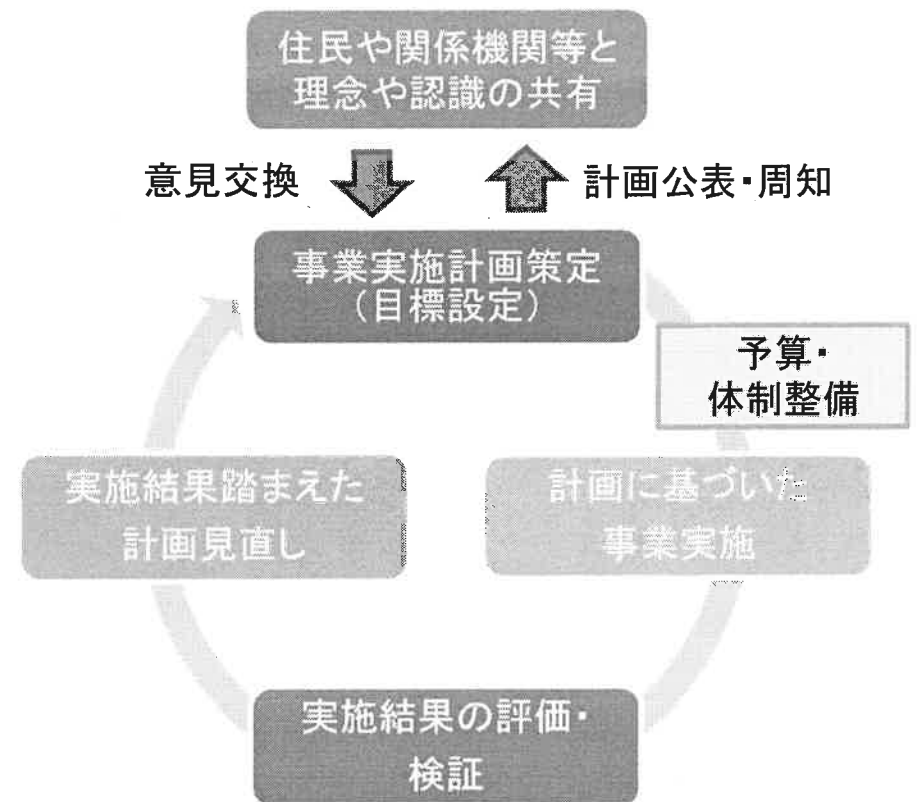
重層的支援体制事業実施計画の策定（法106条の5）

事業実施計画策定の目的・意義

- 「重層的支援体制整備事業」については、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
- 市町村は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとしている。（法第百六条の五）
- この事業を実施する意義の一つは、包括的な支援体制の具体的な構築方針について、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にある。したがって、事業実施に向けた検討を行う際には、地域における関係機関等との間で、地域（住民）が抱えている課題を踏まえて、事業実施の理念や目指すべき方向性について認識の共有を図ることが重要である。
- このように地域の支援関係者等が認識を共有し、緊密な連携体制を構築するためのプロセス・手段として、「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定・見直しを行う。

P D C A サイクルに基づく事業実施

- ① 関係機関の共通認識を基にした事業実施計画の策定
- ② 計画に基づいた事業実施
- ③ 事業実施結果の評価・検証
- ④ 実施結果等踏まえた計画見直し



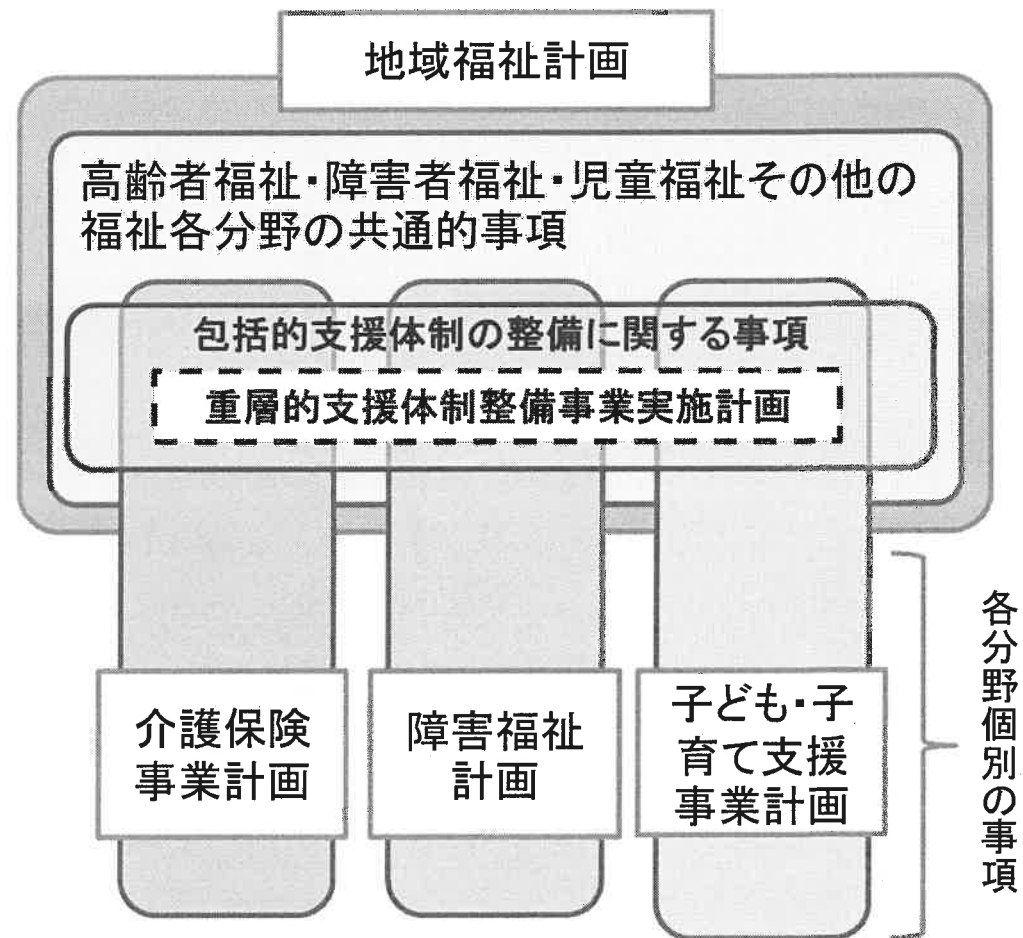
重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ

市町村地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画の関係性

- 市町村地域福祉計画は、各分野の事業計画の上位計画として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野における共通的な事項」や「地域課題を解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を記載することとされている。（法第107条第1項）
- 重層的事業は、市町村の包括的支援体制を構築するための一手法として創設するものであるため、重層事業実施計画の策定ガイドラインでは、地域共生社会の理念等に関する事項等の共通部分については、地域福祉計画に記載し、重層事業の実施のために必要な固有の事項に特化した内容としている。

※市町村においても、包括的な支援体制の整備に関する基本的な考え方等は地域福祉計画に記載し、重層的事業の実施計画は、地域福祉計画に付随する計画等として、具体的な事業実施内容に関する事項を記載することが想定される。

【各種関連計画の関係イメージ図】



孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日

令和6年4月1日